

近畿地方の梅雨明け、平年は 19 日ごろ

市更相の敷金窓口支給、6 月は 5 月より 37 件増加。支援事業定着か？

盛夏を控え、体力・気力のあるうちに生活保護申請を

夜間宿所の長期利用・長期野宿は、寿命を縮めます！

現にアパートやマンションを確保できていない人、

夜間宿所を利用している人、センター周辺の路上など

で寝泊まりしている人は、生活保護を活用する場合、大

阪市立更生相談所（市更相）が窓口になっています。

簡宿を利用している人も、市更相が窓口です。

その市更相の窓口における敷金支給の件数が、4 月

の 174 件から 5 月の 84 件へとほぼ半減し、夜間宿所

の列がなくならないのに、生活保護へ移行する人がゼ

ロになるのかと、心配されましたが、6 月は 5 月より 37

件増えて、再び、百件台に回復しました。

しかし、1 月から 6 月までの半年間を、昨年と今年で

比べると、昨年 1 月から 6 月までの合計は、981 件

で、今年の 1 月から 6 月までの合計が 709 件ですか

ら、2007 件少ないことになります。

夜間宿所の列は、去年の今頃の半分近くですから、辻

棲が合っているような気にもなりますが、列がなくな

ったわけではないので、生活保護申請する気の人があ

らなくなったことの表れではないかと、人ごとながら

心配しています。

4 月から 5 月にかけての落ち込みは、「生活保護仲介

業者」の声かけが減ったこと、それらの業者が絡んだ

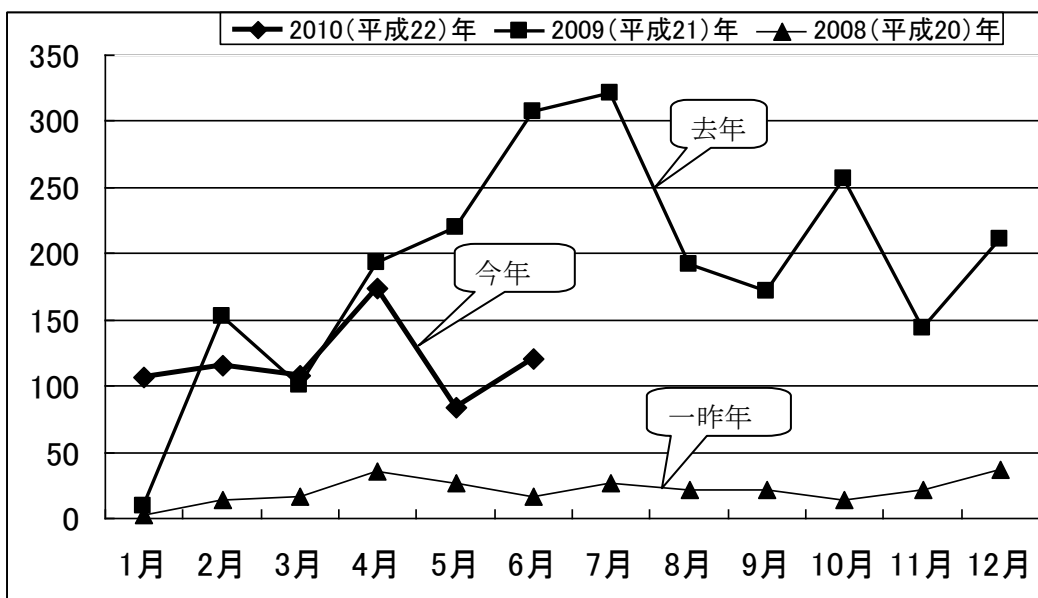
「犯罪」が連続して新聞等で報じられ、なにやら生活保

護活用そのものが「具合の悪いこと」であるかのような

フンイキが一時期ただよっていたことなどが、原因で

大阪市立更生相談所敷金支給（窓口）月別状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2010(平成22)年	106件	116件	108件	174件	84件	121件							709件
2009(平成21)年	9件	152件	100件	193件	220件	307件	321件	191件	171件	256件	143件	211件	2,274件
2008(平成20)年	2件	14件	16件	36件	26件	16件	27件	21件	22件	14件	21件	37件	252件



はななろうかと思われます。

また、新しく宣伝された「移行支援事業」が誤解を招いた、ということもあるかもしれません。

もともと、アパート・マンションを確保できていない人の生活保護申請は、手順として市更相や区役所での申請後、2週間程度、ケアセンターやケアセンターが一杯の場合は一時保護所や生活保護施設で待ち、アパート探しなどしてしました。

「移行支援事業」では、ケアセンターでの待機がなくなり、生活保護施設の待機に一本化されました。

そのことが、生活保護申請したら一定期間、生活保護施設に入所しなければならぬとの誤解に結びつき、「施設に一時でも入るのなら、生活保護申請するのはいや」という傾向になったように思われます。

6月の件数の回復は、その誤解が解け、従前と代わりのない、2週間だけの待機であることが、浸透したことの表れかと思われます。

7月もすでに月半ば、梅雨も明けようとしています。今年の夏は、冷夏の予想もありますが、暑い日は極端に暑くなりそうな気がします。体力気力が萎えないうちに、生活形態の転換を図りましょう。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入ります。

「自助努力援助のための手引き書ー生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

※ 居所（アパート・マンション）を確保できていない人については、生活保護申請後の手続きの期間（通常2週間）、生活保護施設で待機することになりました。生活保護申請後に、一時宿泊提供を受け、各施設職員の助言を参考に、住居を探してください。アパート・マンションの探し方については、各施設の職員が手伝ってくれることになりました。

20歳から50歳代前半くらいまでの人は、自立支援センターを活用する道もあります。寝場所・食事を提供し、就職活動を支援する施設です。利用期間は、3ヶ月、事情により6ヶ月です。入所希望者は、大阪市立更生相談所（市更相）で相談を。